

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>・介護保険法に基づき、新篠津村内に住所を有する第1号被保険者(65歳以上の者)及び第2号被保険者(40歳以上65歳未満で医療保険加入者である者)に対して介護保険事業を運営している。</p> <p>・介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①資格の管理(取得、資格喪失) ②保険料の賦課・徴収 ③保険給付</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 68の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(42、56の2、61、62、93、94の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	新篠津村住民課
②所属長	住民課長 松村 修
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新篠津村総務課 〒068-1192 北海道石狩郡新篠津村第47線北13番地 0126-57-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新篠津村総務課 〒068-1192 北海道石狩郡新篠津村第47線北13番地 0126-57-2111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる